

厚生労働省発職 0413 第 2 号
令和 3 年 4 月 13 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する

省令案要綱

第一 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部改正

保健師助産師看護師法第五条及び第六条に規定する業務（予防接種法附則第七条第一項の規定による予防接種に係るものに限る。）に係る労働者派遣については、予防接種法附則第七条第一項の規定により厚生労働大臣が指定する期日又は期間に限り、当該予防接種を行う病院又は診療所を労働者派遣を行うことができる病院等に加えるものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、公布の日から施行すること。
- 二 第一の事項は、この省令の施行の日以後に締結される労働者派遣契約に基づき行われる労働者派遣について適用すること。